

令和8年度6月計画相談支援事業所連絡会議事録

日 時：令和8年6月3日（水）15：30～17：00

場 所：今治市総合福祉センター（愛らんど今治）2F 多目的利用室

出席者：今治市障がい福祉課、今ねっと、ときめき

ぽぴー、アゼリア、ここから、栄光

ぴよぴよ、とわ、Any

障がい者生活支援センター、

基幹相談支援センター

記 録：基幹相談支援センター

新規事業所紹介

○児童発達支援／放課後等デイサービス ふらすこ今治中央

児発、放デイともに5名ずつの10名を定員とする。見学可能。

フリースクールを移転。フリースクール後に放課後等デイサービスを利用できるようにと考えている。スペースにはゆとりがあり、落ち着いて過ごせる環境づくりを意識している。また、放課後等デイサービス終了後の時間で塾を行うことで、放課後等デイサービスだけでは補うことの難しい学習面に対する支援も引き続き可能となる。

敷地内には将来的に就労支援訓練へ展開できるスペースも確保されており、文房具の梱包作業など既存の作業環境を活用しながら、就労への移行支援につなげていきたいと考えている。

2. 講演案内

○2026年度就労支援シンポジウムの案内 ジョブサポートセンターここすた

R8.6.21(日)13：00-16：00 愛らんど今治4F 多目的ホールにて開催。

障がいのある人が地域で働き続けるために、学校や福祉サービスだけでなく、地域全体で支える仕組みが必要となる。就労選択支援制度の活用や、地域で働く当事者による講演、来島会の職員を中心にさまざまな分野で働くパネリストによるディスカッションを予定している。

3. 障害児通所支援に係る支給決定基準について（市障がい福祉課より）

○概要説明、質疑応答

策定の背景として、全国的な傾向と同様に受給者数が増加していること、今後、5歳児健診の実施等により支援ニーズのさらなる増加が見込まれることを踏まえ、持続可能かつ適切な支援体制を構築する必要がある。

基準の基本的な考え方として、児童の発達支援の必要性に加え、年齢、生活実態、学校生活との両立等を総合的に勘案して支給日数を決定すること、また、障害児通所支援のみですべての支援を担うのではなく、保育所等訪問支援、放課後児童クラブその他の地域資源との適切な役割分担を図ることが示された。あわせて、児童の生活リズムや休息への配慮も必要であり、毎日通所することが一律に望ましいものではないとの考え方が説明された。

また、標準支給量については、障害の程度や支援の必要性に応じた区分に基づき設定し、保護者の就労、疾病、障害、介護等の事情により家庭での看護が困難な場合には、一定の要件の下で支給日数を加算できる仕組みとする。さらに、特定の発達課題に対し集中的な支援が必要と認められる場合には期間を区切って支給日数を増やす取扱いを可能とし、個別事情への配慮が必要な場合には関係機関との協議等を踏まえ、柔軟に対応する方針が示された。新基準は令和 8 年 10 月 1 日以降の更新または新規の支給決定分から適用される。

※質疑については基幹で取りまとめ後に障がい福祉課へ共有、後日、Q&A 形式にて回答となる。

4. 相談支援専門員の負担軽減について ○グループワーク

昨年度の連絡会の中で出た意見をもとに、
2 グループに分かれて意見を出し合った。

- | |
|---|
| ①相談支援の「入り口」と「振り分け」の整理
②相談支援専門員の業務範囲・責任範囲の可視化
③新規受入・緊急対応を断る役割の整理
④人材・体制を前提条件として議論する |
|---|

・グループ 1 から出た意見

現状では、新規相談の依頼があっても受け入れが難しいケースが多く、利用希望者が複数の計画相談事業所へ問い合わせをして回る、いわゆる「たらい回し」の状態となる事例が報告された。特に、市の窓口で相談支援事業所を自ら探すよう案内されるため、本人や家族の負担が大きくなっていることが課題として共有された。また、児童分野においても同様の課題が見られ、相談員不足により対応が追いつかない状況や、特に年少児の相談支援につながりにくい現状が挙げられた。市の健診などをきっかけに療育につながるケースも多く、早い段階で相談・調整機能を果たせる体制づくりの必要性が指摘された。

対応の方向性としては、相談支援の入口を基幹、委託、市が担う仕組みを整えることや、市の窓口に入口相談に対応できる人材を配置することが提案された。あわせて、ひよこ園やばんびが相談や調整の機能を担うこと、就学後の放課後等デイサービス利用に関する保護者説明会の年間スケジュールを早めに示すことにより、個別の問い合わせの集中を緩和できるのではないかと意見が出された。

さらに全体を見渡して助言できる人材の確保として、主任相談支援専門員の増員の必要性、介護保険サービス併用者をセルフプランに位置付けるなど、計画作成の担当件数を見直す工夫についても検討が必要とされた。

そのほか、以前は市が把握していた各相談支援事業所の受け入れ可能件数について、今年度は把握・共有ができていないため、今後は再開してほしいとの意見も出た。

⇒グループ 1 まとめ

- ・ 出た意見を具現化してほしい
- ・ それぞれの役割分担の見直し
- ・ 主任相談支援専門員を増やす
- ・ 市の OB など、窓口で相談を受けてくれる人を作る
- ・ 介護保険と併用⇔セルフプランに位置付け
- ・ 相談支援の入り口は基幹、委託が担うべき
- ・ ひよこ園、ばんびに、年間スケジュールを示してほしい

・グループ2から出た意見

現状、相談支援専門員が本来の業務以外の対応を多く求められている。特に、家事援助や金銭相談、恋愛相談、受診同行、家族全体への対応など、役割の境界が曖昧なまま相談員に負担が集中していることが大きな課題としてあがった。しなければならないことが多すぎて、忙しさが当たり前のようになっていると感じてしまっている。

また、障がい福祉課や市役所各課の対応力不足、認識のずれ、書類紛失等も問題視されている。行政の立場やサービス提供事業所により誤った案内(対象外のサービス)がされた際に訂正が難しく、利用者や家族との間で相談員が板挟みになることが少なくない。行政側の体制への不満も強く出ていた。利用者との契約時に相談員としてできることできないことを明確にお伝えする、計画相談以外の内容であれば適切な相談窓口の紹介をするなど、実際に行っている負担軽減の対策方法を共有。

島嶼部での相談対応時の交通費の取り扱い、特別地域加算地域への素朴な疑問。

セルフプランについて、児のご家族は放デイ事業所との繋がりが密な場合が多く担当者に割く時間もなかなか取れない方も多いため喜び方が多いのではないかと者についてはしゃべりたい人が多いのでセルフプランを選ばない方が多いのではないかと意見。

⇒グループ2 まとめ

- ・窓口機能を強化すること
- ・セルフプラン対応や新規相談を担う職員を市の窓口配置すること
- ・相談員の役割を明確にすること
- ・対象者によってはセルフプランの拡充（通院等介助、短期入所の利用者など）
- ・最初の窓口の見直し（相談員を決める時など）
- ・制度の学び直し

○全体で共有し、共通する意見に対して今後連絡会で検討していく。

- ・障がい福祉課の窓口で、新規申請時等の事業所選択相談対応ができる方法
- ・セルフプランの拡充（介護保険との併用、通院等介助、短期入所等など）

5. その他

- ・R8 年度あっとこいまぱり開催案内（年3回）第1回：R8.7.15 9時-11時30分
- ・保護者座談会（年3回）第1回：R8.6.24 19時-21時開催
- ・島しょ部サロン（宮窪）R8.6.9開催

次回：令和8年8月3日（月）15：30～（当初の日程から変更しています）

場所：愛らんど2F 多目的利用室